

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

（会社の上司に嫌がらせされる。）

- Q. 会社の同僚から頻繁に食事やカラオケに誘われ、断ることができずに付き合いきたが、最近、仕事中にホテルに誘われるなど、嫌な思いをしている。
- A. ○ 刑罰法令に該当する行為があれば、適切な措置を講じますので、警察に相談して下さい。
- 損害賠償請求など民事訴訟を起こすことができます。
- セクハラに関する相談窓口（法テラス等）や弁護士等に相談して下さい。
- 相手が自宅に押し掛けてくるようなことがあれば、すぐに110番通報して下さい。

※ 法テラス（日本司法支援センター）

- ・ TEL 050-3383-5501、050-3383-5502

※ 天神弁護士センター（福岡県弁護士会法律相談センター）

- ・ TEL 092-741-3208

※ 福岡労働局雇用均等室（職場でのセクシュアル・ハラスメント相談）

- ・ TEL 092-411-4894